

社会教育主事の専門職問題

——貝塚市と鶴ヶ島市の事例を中心として——

神 田 嘉 延

鹿児島大学教育学部教育実践研究紀要

第 4 卷 抜 刷

1994年11月

社会教育主事の専門職問題

——貝塚市と鶴ヶ島市の事例を中心として——

A Problem on the Director System of Adult Education in Osaka
Prefecture Kaizuka - shi and Saitama Prefecture Turagasima - shi

神田 嘉延*
(Yoshinobu KANDA)

キーワード：地域生涯学習計画、教育委員会職員、社会教育機関、
不当配転、社会教育主事の労働内容

目 次

はじめに

1 社会教育の分業化からの専門職制度による総合化－貝塚市の地域生涯学習計画づくりによる職員の集団化問題－

- (1) 貝塚市の社会教育関係分野の専門職制度の形成時の状況
- (2) 地域生涯学習づくりと専門職制度
- (3) 専門職制度の行政的保障と条例制定問題
- (4) 社会教育関係職員の専門職性と社会教育委員会
- (5) 社会教育関係職員の専門職性と市長部局の行政職との職務内容との関係

2 埼玉県鶴ヶ島市社会教育主事不当配転問題にみる専門職のあり方

- (1) 鶴ヶ島の社会教育主事の不当配転問題の経過
- (2) 不当配転をめぐるの公平委員会の審理の論点
- (3) 教育委員会職員と市長・町長部局との人事交流のあり方－専門職制度をめぐる－

ま と め

はじめに

本稿は、大阪府貝塚市の社会教育職員の専門職制度問題と埼玉県鶴ヶ島市の社会教育主事不当配転係争問題という二つの市町村自治体の社会教育主事の専門性問題の分析をとおして、地域住民の実

際生活に即した文化教養を高める学習権を保障する立場から社会教育職員のあり方をさぐるものである。

貝塚市の社会教育行政は、伝統的な地域組織の傾向をもつ青年団、婦人会等の社会教育関係団体を助言・指導する社会教育課と各種の学級事業やサークル・クラブ学習組織を指導・助言する公民館と分業体制が行われてきた。公民館主事も社会教育主事の有資格を有する職員が配属されている。

この二つの課だけでなく図書館司書、学芸員、社会体育課、青少年課をも含めて、社会教育部門における専門職制度を教育委員会の内規として確立しているところである。これは、社会教育関連施設・教育行政部門の連携化の試みであり、地域生涯学習計画づくりのなかで生まれてきているものである。

埼玉県鶴ヶ島市の社会教育主事の不当配転問題は、町長の交替によって起きた係争であり、町長部局と教育委員会の行政の独立性の問題をもふくんでいるが、制度的には、社会教育主事として公民館主事を兼務している職員に対する配転問題である。

この場合に、公民館主事としての身分を強調して、公民館職員は法的に専門職が確立していないと主張し、一般的な職員と同等に扱って配転したとする行政当局の見解と専門職を無視した不当配転であると専門的教育職員として公民館主事を兼務する社会教育職員を認めるかどうか、教育委員会職員の配転のあり方をめぐって公平委員会で争

* 鹿児島大学教育学部教育学科

われた事件である。

この二つの自治体の社会教育主事、公民館主事をめぐっての社会教育職員の専門職制度の実態は、具体的に市町村自治体の住民の学習権との関係で様々な問題提起の素材をだしている。この二つの自治体の社会教育職員の専門職制度をめぐるとの分析は、今後の地域生活に根ざした社会教育職員のあり方をさぐる大きな手がかりをあたえてくれるものである。

1 社会教育事業の分業化から専門職制度による総合化－貝塚市の地域生涯学習計画づくりによる職員の集団化問題－

(1) 貝塚市の社会教育関係分野職員の専門職制度の形成時の状況

貝塚市は、人口8万の大阪市の中心街まで電車で30分の位置するところである。貝塚市の社会教育行政の特徴は、社会教育課と公民館課と大きく分かれている。公民館は、1市1館体制を長くとってきた。

公民館課では、公民館の学習組織としてのサークル教室等のクラブ協議会を指導・助言するが、社会教育課は、地域組織としての婦人会、青年団、老人会、PTAを助言・指導するという2本建てになっていた。

以上のような社会教育各課の縦割的なバラバラ状況に対して、85年10月「社会教育部門における専門職員」の制度化が行われ、総合的な情報交換・連携活動が始められたのである。

この専門職制度化を契機に社会教育課、社会体育課、青少年課、中央公民館課、図書館課、東青少年課の各課の代表者会議が開かれたのである。この過程について、貝塚市の社会教育主事会は次のようにまとめている。

「専門職制が制度化されたときには、社会教育関係各課で社会教育主事の発令を受けたのは公民館1名、公民館司書1名、学芸員1名であり、青少年課、社会教育課、社会体育課にはまだ配置されていなかった。またこの時期に「何が専門職だ」という専門職制度に対する批判も根強く残っていた。

このため、専門職発令者を中心に、主事のいない職場は職場代表者が参加し、名称も「代表者会議」として、職員の集団化はスタートした。代表者会議の組織は、いままでの縦割りの行政での社会教育に対する共通理念を欠いた社会教育各課のバラバラの状況に対して、社会教育主事を中心として運営が行われた。

職員の組織化が、集団機能を発揮させながら状況を変革していく「力」として位置付けられていく過程でもあった。会議の当初、各課の情報交換・現状の語りあいによる意見交換を中心に、貝塚市の社会教育を知ることが行われていた。それまで、社会教育関係課の現場職員は意見交換の場さえ持てなかったため、この会議は大きかった。

(1)

社会教育関係各課からなる代表者会議がもたれていく契機になったのが、社会教育主事発令による主事を中心とした社会教育各課の情報交換と専門職の集団化の試みである。社会教育主事発令という専門職制度のはじまりは、専門化による分業体制の確立、仕事の効率化という行政組織の合理化の論理からではなく、専門的教育職員としての集団化の動きは注目することである。

図書館司書は、図書館法第4条、学芸員は博物館法第4条によって、それぞれ専門的職員が規定されているが、図書館法も博物館法も社会教育法によって国民の教育と文化の発展に寄与することが目的とされ、図書館、博物館は、社会教育法によっても社会教育機関として規定されている。しかし、社会教育法にもとづいて、社会教育関連各課・各機関が統一して、連携活動はおこなわれていなかった。

貝塚市では、社会教育課や公民館等の社会教育関係職場に専門的な職員の配置がされているが、あえて、これらの職員に対して特別に専門職発令をしていることはいかなる意味をもつのであったか。

その大きな意図は、社会教育関係職場を社会教育主事という専門的教育職員の論理で、それぞれの分業されている仕事を連携・統合化して、総合的な視点より地域生涯学習の計画へ社会教育関係職員を関係させる組織体制である。

84年3月の「貝塚市総合計画」によれば、5つの生活ゾーンと11のエリアによる都市整備構想と関西国際空港のアクセスによる交通ネットワーク構想がだされ、とくに、二色の浜の臨海開発はビックプロジェクトとして、市行政の大きな課題であった。このような地域総合開発のなかで生涯教育の推進の施策が打ち出されていくのである。

さらに、生涯教育の施策と同時に、福祉施策中心によるコミュニティの形成が重点的にあげられていく。貝塚市では地域総合開発やコミュニティ施策などにより、社会教育の総合的な地域計画施策も市政の側からも求められていたのである。

ところで、85年以前の社会教育関係職場では、縦割行政でそれぞれの社会教育機関の仕事がバラバラに行われ、社会教育の共通理念さえ欠いたものであったというが、専門的教育職員制度の導入によって、その状況を打開しようとするねらいは興味あることである。

これらは、社会教育関係職員のなかでの市長部局の行政職員との違いを意識させていくうえでひとつの問題提起でもある。その後の実際の推移は、社会教育関係の課長会との関係の矛盾や主事を中心とした代表者会議の本来の任務が果たせぬまま、各社会教育関係職場に主事発令が進んでいった。そして、代表者会議から主事会の結成になっていくのである。

代表者会議は、88年1月の記録では、過去2年間に、各課の情報交換や問題点をだすことにとどまり、社会教育計画の中心は、社会教育関係の課長会と社会教育委員会会議で行われていた。しかし、計画作成の見通しがつきにくくなったので、主事会が社会教育計画の役割の一端を果たすようになっていく。(2)

(2) 地域生涯学習づくりと専門職制度

88年5月に主事会と課長会の討議をふまえて、社会教育計画づくりの前提としての4点の問題提起を社会教育委員会会議に行ったが、社会教育委員から意欲的な意見をひきだせなかったのである。

4点の問題提起は、「(1)計画が住民と無縁な単なる行政のペーパープランになることなく、住民

の生活実態が反映したものでなければならない。(2)そのために計画づくりにできるだけ多くの住民が多様な方法で参加し、住民の生活実態が反映したものでなければならない。(3)住民の参加の過程そのものが、住民の地域を学び、考える社会教育実践の場でなければならない。(4)行政と住民の協同作業をとおして、相互理解が深まり、それ自体が教育を実質化する力になること」。そして、89年12月に地域生涯学習計画づくりが改めて再会され、住民参加の具体的なイメージを模索していった。(3)

多様な方法による住民参加による地域生涯学習計画づくりとその計画が住民の生活実態を反映したのものになるように模索されたものである意味は大きい。93年の市制50周年記念事業にもなる複合的教育・文化施設構想のコスモシアターとの関係もあり、地域生涯学習計画の策定は大きな課題でもあった。

従来の行政における政策形成段階で、市民参加については、その考え方が整理されず、旧態依然とした行政中心のやりかたとなっている。計画作成にどのように市民参加を具体化できるかは課題であった。市民参加の方法として4つが具体化された。「(1)計画の立案について、社会教育委員会会議に諮問をする形式の採用。(2)社会教育委員の計画作成体制としての作成会議への市民の参加(各課より市民代表1名を参加)。(3)アンケートによる意見聴衆。(4)各課別意見聴衆会の設定」。作成会議参加の市民代表を中心に、市民に呼びかけていく方法で市民会議を組織した。第1回市民会議は、1992年2月にチラシによる案内で10名ばかりの市民の参加で開かれた。(4)

ここでは、市民参加の地域生涯学習づくりに苦勞しているようすが社会教育職員層によみとることができるが、しかし、市民参加が社会教育関係課よりの市民代表1名や生涯学習計画作成市民会議の実態が10名ほどの市民で開かれている状況は、8万人の人口をかかえる都市の住民参加にはごく限られた一部の動きにすぎない。

さらに、各課からの市民代表がどのような選出方法なのか、市民代表とされる地域民主主義の手続はきちんとされているのか問題も多い。この市

民会議は、貝塚市での地域組織、職業・職能組織、労働関係団体、社会教育関係団体、様々な団体による学習組織等を構成とする地域生涯学習づくりの市民会議ではない。

社会教育関係職員を中心として、それとの接触をもつ個人としての限られた特定の間人というイメージを払拭することはできない状況である。しかしながら、社会教育職員が自分たちの行政的なプランの生涯学習計画づくりではなく、社会教育の専門的職員としての指導・助言からの住民参加による生涯学習づくりを模索していることは、コンサルタントによる行政の地域プランが横行するなかで評価されるべきことである。

(3) 専門職制度の行政的保障と条例制度問題

ところで、社会教育主事としての専門職制度が85年10月にスタートさせているが、この制度上は、当初「社会教育部門における専門職に関する要項」として作成され、のちに教育委員会の内規として扱われている。要項としての実施したことは、行政の執行機関の内部規定として執行機関の行動指針になり、事務処理の基準になるものがあるが、しかし、法的に住民と社会教育職員に対して、専門職制度を規定したわけではない。

この専門職制度は、行政的な内規として定められるが、条例的な制度化ではない。それは、地方公共団体の長・教育委員会の行政内部の基準・行政の裁量権であり、条例のような効力をもつものではない。地方公共団体の職員の身分・勤務条件の基準は、条例主義が原則であり、地方自治体の地域民主主義から、きちんとした専門職の制度化にするには、市議会によって審議し、条例制定化が求められている。

貝塚市の「社会教育部門における専門職員」の教育委員会内規は、それぞれの部署に次のような社会教育の専門職員としての主事を置くようにしている。社会教育課・青少年課・社会体育課の各課から1名以上、公民館から2名以上、図書館から1名以上、学芸委員1名以上となっている。

市町村の職員の定数は、地方自治法172条3項によって条例で定めることが規定されている。教

育機関の職員の配置は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法」の第31条で条例化が決められている。学校以外の教育機関の職員の設置も法治主義が原則とされているのである。

貝塚市の職員条例によれば、教育委員会の職員の定員は、教育委員会事務局の職員、学校の教職員、学校以外の教育機関の職員とそれぞれ定められている。学校教育以外の教育機関は、公民館、図書館等をさしている。

貝塚市の場合、この規定によって条例で定められている教育委員会の職員の定員は、146名(93年5月現在)になっているが、その内訳は教育委員会事務局42名、教育委員会の所管に属する学校の校長・教員及び事務局の職員85名、教育委員会の所管に属する学校以外の教育機関の事務局の職員25名と配置されている。職員の配置を教育行政組織からみるならば、社会教育関係職員の定員配置は、学校以外の教育機関と教育委員会の事務職員とにまたがっている。社会教育課、社会体育課、青少年課、文化振興課が教育委員会事務教育の定員になっているからである。

教育行政組織としては、社会教育室(社会教育部)のなかに、社会教育関係の社会教育課、公民館、青少年課、社会体育課、文化振興課、図書館を置くようになっている。社会教育関係の職員として条例上の定員配置と社会教育主事、学芸員、図書館司書の専門職の専門職の配置が明確でないところに、教育行政組織上の教育機関と教育委員会事務局の定員配置と矛盾をきたしている。

貝塚市の社会教育部門における専門職に関する要項では、任用規定が社会教育法による社会教育主事の任用よりも厳しく設けられている。「法令等資格を有しかつ社会教育業務に3年以上従事した職員のうちから任命する。採用する場合は、法令等の資格を有し、社会教育関係機関において5年以上勤務し、かつ専門職員としての業務業績が顕著であったもの、本市社会教育施設または関係課で嘱託として、5年以上勤務しかつ業務実績が顕著である」となっている。

この任用規定は、教員等の職種としての専門的教育職員の側面と行政的ラインにのった生涯学習計画づくり等の権限をも付与された専門職の性格

をも同時にもっている。社会教育における専門的教育職員と行政的職員の二重の性格をもっており、学校教育のように教育行政と教育実践の分離の原則が現実的に行われておらず、未分化がみられるのである。教育委員会に属する職員のうち、社会教育主事のように専門的教育職員として教育公務員特例法によって職務・身分が規定されるものと地方公務員法によって行政職員と規定される二重の依存があるのである。

しかし、要項では、専門職の辞令交付により、身分給与等の特別な措置は一切講じないとしている。また、専門職は人事交流の対象となることとし、専門職として従事しなくなったときは、任用をとくことにしている。その場合に、34歳までは、原則として人事交流の対象としないことにしている。(5)

34歳までは、社会教育関係の専門職として働くが、それ以降は、人事交流の対象となっていることは、35歳以降は、社会教育関係以外の職場に配転されることも予想している。ここでも職種・職務と責任の特殊性からの教育公務員としての専門職身分の安定的な保障ということよりも行政権限的な専門職の内容がみられ、昇任による身分待遇上の利益から、一般行政職への配属転換をも十分に可能とするものになっている。ここでは、教員などの専門職による身分保障のことは明かに異なっている。

ところで、社会教育の専門職制度の内容として、その身分的取り扱いをどのように考えていくかということである。専門的教育職員としての研修は、一般公務員の勤務効率をあげることから、教育の専門性から権利として研修の保障がどのように実施されているかということが大切である。

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」は、本法と教育公務員法の特別の定めがない場合は、地方公務員法によるものとしている。貝塚市の社会教育の専門職制度は、教育職の身分として「教育公務員特例法の2条4項」による専門的教育職員の指導主事及び社会教育主事規定に準拠するのかが明確ではない。教育専門職として制度化すれば、一般行政職と異なる俸給や研修が生まれ、予算的措置も伴い、教育委員会だけでは処

理できない。このためも、条例をもって規定していくことが必要である。

ところで、社会教育の職員集団から主事発令に対する批判がだされていたことは、注目すべきことである。「社会教育の何か専門職か」「社会教育職員の前に貝塚市の職員である」「係長が主事ではないか」「社会教育課長のイニシアチブで職員の合意形成ではない」という意見が社会教育関係職員から当時だされていた。(筆者の93年12月の関係者の面接より)。

社会教育の課長等層の管理職との関係も含めて、それがどのような関係であり、機能したのか。主事会と課長会との関係は行政的なライン関係からどうなのか。主事が課長から自由な専門職としての関係が保障されていたのか明確ではないのが現実である。ここでは、専門的教育職員としての教育の自由の原則から行政から相対的に自立した社会教育主事の存在ということは困難であることを示している。

(4) 社会教育関係委員の専門職性の社会教育委員

社会教育法で定められた貝塚市の社会教育委員の選出と活動はどのようになっているのであろうか。学校の校長の1号委員、社会教育関係団体の代表の2号委員、学識経験者の3号委員とそれぞれどのようになっているのであろうか。

貝塚市の社会教育委員は、学校長1名、社会教育関係団体3名、学識経験者6名と計10名で構成されているが、社会教育委員の継続性ということから学識経験者の比率の高いのも特徴である。

貝塚市の社会教育会議が教育委員会の要請として出された「貝塚市の社会教育のあり方」の審議報告書(1993年5月)では、審議の経過と審議委員が記載されていないので、その答申としての住民参加的な民主的手続きの一般的なことが不明な形式になっており、審議報告書としての討議経過・委員の構成の公開から問題がある。また、社会教育委員として住民との学習要求とその計画化の積み上げはどのようになっているのかが明確ではなく、学識経験者が多い社会教育委員のなかで、

機関としての社会教育委員が社会教育関係団体をはじめ地域住民や地域の団体との関係で民主的な関係が公開されていない。

とくに社会教育の実践を積み重ねてこられた社会教育関係団体、クラブ協議会等の歴史と活動の総括との関係で地域生涯学習計画づくりが必要であり、それらとの関係の社会教育委員も不可欠である。本来的に住民意思を反映させて教育委員会に諮問・建議していく、社会教育計画を作成していく機関は、社会教育委員である。

住民参加の生涯学習づくりのポイントを握っているのは、地域住民からの民主的選出による各社会教育委員の充実であり、とくに、2号委員の社会教育関係団体において民主的に選出された代表の委員の役割は重要である。社会教育関係行政が地域に密着して民主的に住民の学習要求を反映させていくにも社会教育委員の役割は無視できない。

社会教育関係職員の生涯学習計画づくりは、この社会教育委員の機関を主体にした諮問・建議を基礎にしての生涯学習づくりが求められている。住民による諮問・建議によって、専門的な教育職員としての役割があり、諮問・建議の作成過程においても助言・指導が必要になる。社会教育課長、主事、社会教育行政職員のイニシアチブで行われる生涯学習計画づくりでないことはいまでもない。

社会教育委員を中心とした審議・研究調査の経過はどうか。社会教育計画の住民主体の統括機関として、また公的な住民代表機関としての社会教育計画の責任機関としての社会教育委員の役割の充実が重要である。

貝塚の生涯学習計画を住民参加でつくろうとした方式で、「計画の立案について、社会教育委員会に諮問をする形式の採用」ではなく、社会教育委員の役割を強調し、その指導性のもとに住民参加の生涯学習づくりが求められている。

ここには、市町村教育委員と社会教育委員の社会的責任性の明確化と役割強化があり、教育行政の地域民主主義のあり方として、そのことは、重要な問題提起を含んでいる。

この役割が軽視されているか、その機能をもた

ないところでは、社会教育行政の指導・助言からむしろ積極的に課長、主事が社会教育計画、生涯学習計画の作成の主体になっていく。

社会教育委員のもとに主事、課長が事務的に動いているのではなく、むしろ、組織的には並列のうえにおかれ、社会教育委員の責任性が不明確にされがちである。これらの社会教育委員の手だてが地域民主主義から原則である。

(5) 社会教育関係職員の専門職性と市長部局の行政職との職務内容との関係

社会教育主事は、「社会教育を行う者に専門的技術な助言と指導をあたえる」という社会教育法の職務内容の専門性を貝塚の社会教育行政の具体的労働のなかで深めていく課題があり、とくに、市町村の一般行政職と異なる社会教育主事の教育専門職の内容を検討していく課題がある。

教育労働における特殊性としては、人間の発達を保障していくという筋道がある。地方公務員の職務は、民主的・能率的運営のもとに地方自治の本旨の実現を努めることにあり、研修権も勤務能率をあげることになっている。そして、職員の採用と昇任における平等取り扱いと成績主義がとられる。

これにたいして教育公務員は、職務と責任の特殊性から独自に身分保障をし、採用と昇任においては、競争主義ではなく、人間の発達を本旨とした教育専門職性と人格的要素を加味しての選考を原則にしている。

また、教育公務員の研修は、自主的な専門的研究と人間的な修養が必要不可欠である。地方公務員が教育専門職として移動することは、それは、単に業務の配置転換ではなく、新たに、学力・経験・人物・慣行・身体等を審査する選考による採用行為なのである。

社会教育主事としての専門的技術的な労働内容とはどのようなことであろうか。社会教育主事資格要件として、社会教育に関する専門的技術的な事項ばかりでなく、大学において2年以上在学し、62単位以上を取得し、高度な一般教養の知識を要求している。

このことは、社会教育主事の専門性のなかに、教養人としての民主的な人格要素と同時に、社会教育の企画・計画能力、指導助言における高度な一般教養性を要請していることである。実際生活に即する社会教育として、あらゆる機会にすべての地域住民の学習保障を対象にしての公的な社会教育の推進には、広範囲な時代とともに変化していく高度の教養が必要である。

貝塚市の社会教育の専門職集団が総合して、この高度の専門化された教養人からの地域生涯学習の企画・計画化が社会教育労働の大きな仕事である。それは社会教育委員会を中心とする住民主体の計画であり、指導・助言と住民の組織化、地域との人間関係的能力をも伴う。

このためには、地域の感情、慣行を含めてその文化の把握能力が必要になってくる。社会教育の内容が実際生活に即する生涯学習の計画化は、地域で具体的に生きている人々の生活、労働、余暇、文化の実情の把握が前提である。

すべての人々が人間的にいつまでも発達でき、生活と労働が保障され、共に生きる仲間・隣人がおり、自己の生きがいをもって文化的に豊に生きる喜びを味わえるためには、その条件の満たされていないさまざまな階層、地域に目をむけなければならない。

教育公務員としての専門性の発揮は、社会教育関係団体の指導・助言があるが、生きがいをみだせないで寂しく暮らしている人々や様々な悩みをもちながら解決の糸口をみだせないひとびとに、どのようにして生きる喜びの機会を増大させていくかということも重要である。ここに、公共の福祉という視点から社会教育職員の専門性がある。

貝塚市で人権教育を重視して社会教育実践をしていることは、このような恵まれない人々に公的に学習権を保障していく体制づくり、組織としてどのような位置があるのかの研究が求められる。

福祉・社会保障の現状とそれらと深い関係をもつ貝塚市民の生きがいの疎外要因はどうか。とくに、高齢者、障害者、母子・父子家庭問題、過疎化していく地域問題等との関係での生涯学習計画づくりは、公的な社会教育として不可欠である。

また、働くことの保障や職業選択の自由の保障としての職業・技術教育の状況も求められる。

また、地域の環境問題、リサイクル、消費者問題、健康・保健活動の地域生活課題との関係ではどうか。これらの地域生活課題学習や福祉のための学習は関連行政と深いかかわりを持ち、従前の社会教育行政から生涯学習の関係が強くもたらされてくる。

実際生活にもとづく社会教育から生涯学習の計画づくりが求められているが、民間のカルチャセンターでの企画・運営の労働と公的な社会教育機関に従事する教育専門職労働の違いは、公共の福祉としての地方自治体の本来的な住民に対する役割から生涯学習計画づくりが不可欠である。

この場合、生涯学習計画づくりが学習権の保障・教育の自由という教育委員会の独自性をもちながらも住民の文化的・文明的な生活権保障、職業技術教育・職業選択の自由の学習権保障なども深くかかわっている一般行政との連携が求められる。

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」では、学校、図書館、博物館、公民館などの教育機関のほかに、「条例で、教育に関する専門的、技術的事項の研究又は教育関係職員の研修、保健若しくは福利厚生に関する施設その他の必要な教育機関を設置することができる」と規定している。つまり、地域の状況によっては、条例により、保健、福利厚生等の地域生活に密接な教育を行う施設も教育機関として認知をしている。

以上のように法的にも地域の教育機関の範囲は広くとらえられており、それらの教育行政の役割を指摘しているのである。また、社会教育法第8条では、「教育委員会は、社会教育に関する事務を行うために必要があるときは、当該地方公共団体の長及び関係行政に対し、必要な資料の提供その他の協力を求めることができる」としている。

地域生涯学習計画づくりという場合、住民の生活実態との反映で問題をたてようとした貝塚の方式であったが、住民の生活実態との関係で地域生涯学習計画をたてるうえで、地方公共団体の行う公共の福祉という一般行政の地域づくりとの連携が求められているといえよう。

2. 埼玉県鶴ヶ島市社会教育主事配転問題にみる
専門職のあり方—「つるがしま公民館職員不当
配転のたたかい報告集」の分析を中心に—

(1) 鶴ヶ島の社会教育主事の不当配転問題の経過

首都圏から50キロにある埼玉県鶴ヶ島は、84年に社会教育職員の積極的な参加による総合計画を策定して教育・福祉の町づくりをすすめてきた地域である。鶴ヶ島の地域総合計画では、社会教育充実のために、公民館、図書館などの専門分野ごとに社会教育主事、図書館司書、博物館学芸員の配置を充実することを計画したが、この計画によって、それぞれの地域公民館に社会教育主事が配置されていくのである。90年に社会教育主事10名、主事補1名が配属されていたのである。

ところが、市長交替によって90年4月と7月を合わせて、この11名の専門職のうち7名（社会教育職員16名のうち12名）が市長部局に移転し、5つの公民館長全員が非常勤になるのである。一挙に大量の社会教育職員の配転である。住民にとっても社会教育の継続性からの学習権保障として大きな戸惑いが起きたのである。

配転された社会教育主事3名が公平委員会に不当配転として審理請求事件として申し立てる。それは、公民館に社会教育主事を置くとした条例にも違反し、専門職を否定した不当配転であると。その後3年にわたる不当配転問題の提訴の審理とその支援運動が展開され、和解による提訴した全員が社会教育現場復帰という成果をあげて問題が終結した事件である。

この社会教育主事の配転理由を町当局は次のように主張する。公民館の社会教育主事の配置は、社会教育法でいうところの社会教育主事とは異なる性格をもつものである。それは、専門的教育職員ではなく、任命権者の裁量範囲内である。社会教育法での専門教育職員の社会教育主事は、教育員委員会事務局に属するものであり、公民館に配属されるものではない。社会教育主事の人事移動は不利益処分には該当しないと。

公平委員会の争点は、社会教育法でいう社会教

育主事は教育委員会事務局に限定されるものであり、社会教育機関であるところの公民館には、配属されないものであるという教育委員会、町長の主張をめぐって、その正否が問題にされていく。

配転をした側は、鶴ヶ島での公民館に配属されている社会教育主事という名称は、法的には、公民館主事の意味であると。鶴ヶ島では、2種類の社会教育主事の内容が含んでいるとする。法的には、専門的教育職員とそうでないものと性格の異なる社会教育主事が鶴ヶ島では同じ名称でよばれていたと主張したのである。(6)

(2) 不当配転をめぐって公平委員会の審理の論点

社会教育主事の配置先は、教育委員会事務局に限定されるものでないことを一般的に3つの点から反論している。第1は法的側面からである。社会教育主事及び指導主事の職務は、法的に社会教育または、学校教育に関する専門的技術的な助言と指導を行うことであり、それをもって専門的教育職員としている。「社会教育法」第9条3項の職務規定、「指導主事の地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第19条第3項の規定は、専門的教育職員としての職務内容を明確にしている。

第2に、埼玉県教育委員会は、学校以外の教育機関に指導主事、社会教育主事を配置していることをあげている。埼玉県では、教育センター、スポーツ研修センター、農業教育センター、情報処理センター、武道館に指導主事が、青年の家、少年自然の家に社会教育が配属されており、社会教育主事や指導主事が学校以外の教育機関に配属されている。このことは県の教育行政として一般的になっているということで、2つの社会教育主事論に反論している。

第3に、昭和34年4月30日付けの文部省通達では、公民館に社会教育主事を兼務させることを奨励していたことも2つの社会教育主事論の反論の根拠になる。その通達では、公民館の主事は、専任職員として任命することが望ましいが、当分の間は、実情に応じて社会教育主事に兼務させる等の方法により、公民館の事業の積極的な振興をは

かるように措置されたとしている。(7)

さらに、鶴ヶ島において、社会教育法での社会教育主事の配属が公民館にされていることを条例、県行政からの社会教育行政の調査依頼の報告、社会教育主事の発令内容をとおして2つの社会教育主事論に反論している。(8)

3人の配転を受けた社会教育主事は、7月3日付けで、不当配転処分を受けたとして公平委員会に不利益処分審査請求をだした。その内容は、「社会教育主事として任命されているにも、本人の同意をえない職業内容の一方的変更という労働契約違反、社会教育主事の資格要件をいかせない不利益処分、専門職を否定した不当配転、内示の性格・調整機能を持たない不当な配転命令」とする。(9)

この請求に対して、10月20日に町長と教育委員会は答弁書をだしているが、町長は、「道路建設課へ配属したこと自体何ら不利益処分には該当するものではない。申立理由についてみるも、処分者鶴ヶ島町長のいかなる処分のいかなる点について、不利益処分であるとしているのか、全く不明である」。教育委員会は、「処分者は、鶴ヶ島教育委員会ではなく、鶴ヶ島教育長であるから、本件申し立ては不適法であり、却下されるべきである」。

この答弁書をみるかぎり、提訴した当初は、処分者の誠意あるものとなっていない。教育委員会の答弁書は、鶴ヶ島教育委員会名によって町長部局の配転辞令がだされていることからすると、その姿勢がよくわかる。「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」(地教行法) 26条による教育委員会の権限に属する事務を教育長に一部委任することができるということとして、社会教育主事の任命権限を教育長への権限委任と考えているならば、教育委員会の教育機関での専門的職員の保障について、無責任体制になっていく。

鶴ヶ島の教育委員会の重要な人事等が教育委員会の任命ではなく、実質的に教育長へ権限が集中されているならば、教育委員会の形骸化である。不服申し立て人の社会教育主事の反論として、「人事の権限は教育委員会にあり、教育長にはない」とするのも社会教育主事という住民の学習権

を保障していく重要な人事については当然の理である。(10)

不当配転されたとする不服申し立てをした社会教育主事は、教育行政への町長の不当な介入を強調する。そして、教育委員会が町長から独立した執行機関であり、合議制をも否定したものであると不当配転性をのべる。さらに、専門職配属の否定により公民館、図書館体制の崩壊、地域総合計画で進めてきた教育行政の一般方針の違法な変更、住民の学習権を侵害する人事権の乱用であると。(11)

町長と教育委員会の答弁は、地方公務員法において、公務委員の転任は任命権者の行政行為であり、一般民間の労働契約と異なり、職員の同意は必要としないとする。本件の配転は、一般行政職として採用して公民館に勤務を命じたものの異動であるので、単に担当業務内容、勤務場所の変更をもたらすだけであると。

個人生活上の不利益が事実上生ずることはあるが、公務員たる地位自体の不利益の効果が生ずるわけでない。異動により、職務内容が異なるのは当然である。いろいろの部署を経験し、広い視野から行政を見る目を養うため町長部局へ異動を命じたのである。異なる任命権者の人事交流については、地方自治法も認めている。以上のように、不当配転の提訴に対して、任命権者の当然の行為として配転の正当性をのべる。(12)

さらに、町長は、次のようにのべる。職種を特定して採用された保母等も異職種に配置替えされることも認められていると町長、教育委員会は指摘する。「本件の場合、公民館に職種を限定して採用したわけでないから同意を得ることは要しない。専門職の配置換についても本人の同意は必要としない。辞令の解釈は別としても社会教育主事についても同意を必要としない。

人事異動は、職員の職務担当を順次変動することにより長期的・計画的訓練を行い、職員のマンネリズムによる能率低下を防ぐことを目的とする。人事異動は、全て職員の希望どおりにいくものではない。職員の異動の自主申告は異動の際の参考資料である。任命権者は、公務員法での配転権をもつもので、職種限定採用の職員すら合理的

裁量によって配置換がえができてとしている。行政にかかわる業務は、あらゆる分野が専門化され、専門的知識を必要とするものが殆どである。社会福祉主事、統計主事、農地主事等法令によって資格を有する職員を置くことが義務付けられている。

これらは採用後の教育・研修によって資格を取得させている。社会教育主事は、40日間の講習で簡単に資格がとれるものであり、社会教育主事の専門性といっても社会福祉主事、統計主事や一般職とそれほど異なるものでない。一般職でも専門性が要求され、社会教育主事のみ特別扱いする必要がない。

本市において公民館職員に社会教育主事の発令をしていることは、公民館主事の配属に社会教育主事の資格を有するものという趣旨である。社会教育の専門的知識を有する職員が公民館に必要であったためであるとしている。現行法上公民館職員は、専門職としての位置づけられていない。鶴ヶ島においても公民館職員を専門職として位置づけていない。もちろん、公民館職員は専門的知識を有する者として社会教育の場において尊重することは必要である」。(13)

以上の内容の市長と教育長の主張は、平成4年2月4日の準備書面に記載されているが、社会教育主事を市長部局に配転させたことや公民館に配属されている社会教育主事を専門的教育職員として認めない行政の見方がよくあらわれている。

専門職という見方も行政職としての側面が強くており、教育公務員特別法の専門的教育職員の違いが明確にされていない。採用・昇任について教育的専門職は、一般公務員の競争試験ではなく、選考という方法をとっているのである。職務効率論でない教育労働の特殊性があるためである。

教育公務員の研修は、一般公務員の研修目的の勤務能率の発揮と増進ということではなく、「その職責を遂行するために、絶えず研究と修養に努めなければならない」(教育公務員特別法19条)ということで、自主的な専門研修と人格的修養を強調している。

社会教育主事の専門性を考えていくうえで、大

きな争点は、教育公務員としての特殊性を認めていくかということである。社会教育主事についても教育行政職員と考えるか、教員と同じように専門的教育職員の教育公務員としてみるのかということは重要な論点である。

社会教育主事は、教育機関の公民館主事として兼務していることは、多くの地方自治でみられることであり、文部省もその奨励をしてきた経過がある。この点については、本件の公平委員会の公開口頭審理においても、島田修一氏は、1959年、60年の文部省の各種の通達を引用しながら社会教育主事を市町村に必置という社会教育法改正で「当面の間実情に応じて社会教育主事の公民館主事を兼務させる方法によって公民館の事業を振興するよう」証言で強調されている。(14)

専門的教育職員としての社会教育主事の人事交流の問題も大きな争点になっていく。行政の職務の効率論からの人事交流の対象にはならないことは教育公務員特別法の理念からいうまでもない。鶴ヶ島の場合は、人事異動による行政の効率をあげることを目的として専門職や職員の能力・意欲を尊重しない配置転換になっているが、一般的に人事交流、配置転換の原則を深めていくことが求められている。

(3) 教育委員会職員と市長・町長部局との人事交流のあり方—専門職制度をめぐる—

多くの職員をかかえていない地方自治体の場合において、社会教育主事の配属が、教育委員会での配置転換ばかりでなく、町長部局などとの人事交流も必要なときも多々ある。長期の職場の固定化は、社会教育主事の労働の専門性からも問題がある。幅広い総合的な教養と探求心、コミュニケーション能力、地域の学習課題の把握、企画立案能力として実際生活の役立つ社会教育計画、地域の生活との関係で教育行政以外の行政部門との社会教育関連事業との連携など社会教育主事の職場の固定化を絶対化すれば問題も多く、日常的な集団の連携活動や研修も障害になる。

この点についても公開口頭審理において島田修一氏は次のように証言している。「社会福祉と結

びつこう、高齢者福祉とも結びつこう、保健衛生とも結びつこうという振興計画の中で職員を交換させたり、あるいは交換しなくとも、共同研究の場を設けたりして、生かしていけばいいわけですから、必ずかえなければいけないとも言えないし、絶対かえてはいけないとも言えないので、あくまでも社会教育振興のための大方針がきちんと決って、住民も職員もそれに納得するという前提があれば、どのような形態をとっても安心して、住民は社会教育に期待を持てるわけです」「その職員にとって不利益でないこと。労働意欲が喪失してしまったり、行った先でろくな仕事もしないということではいけません。それから、社会教育職場が新たな人材の補充や新たな専門職の採用によって、前の水準を絶対落とさないということ。それから住民にとっての社会教育活動サービスが低下しない。むしろ、それによってもっと充実するという積極的な結果をもたらさないという人事というのは、本来的人事でない」。(15)

ところで、鶴ヶ島の職員で12年間スポーツ関係を担当して、1986年に町長部局に異動し、3年間環境衛生課、現在は社会福祉課で仕事をしている片桐証人は、口頭審理で自分の異動のときの同意状況について次のようにのべている。

「当時社会教育課長だった方が異動する1カ月ぐらい前だったと思いますけれども、私の方にいろいろ勉強する意味も含めて教育委員会以外のところで勉強するようにしたいというふうにすれば、君はどうだいというふうに聞かれまして、私はそういう勉強もしてみたいですというような話はしました。経過的には1カ月後ぐらいに内示があったときに先ほど述べました町長部局の関係セクションの方に異動になったということで、私はですから、現にそういう通告もあり、私はそのときに口頭だったのですけれども、恐らく私が専門的な辞令が出てたということで、そういう本人の意向も確認するという趣旨で聞かれたのだらうというふうには私は今でも理解しています」。(16)

さらに、職員異動のあり方について、専門性を住民のために生かせる職場は、専門性を生かしたことが住民の利益になるということも次のようにのべる。「実は専門性の中味にもやっぱり異動す

ることによって、その職種を経験することによって知識を得るといような分野があるものですから、考え方だと思いますけれども、ある程度その専門性を住民のために生かせる様な専門性をするためには一定程度そういう職場での経験を含めて、そういう専門性を生かせるような範囲内でやることが住民の方にとっても利益だと思いますし、職員自身もやっぱりそういうことにしてもらいたいというふうに望んでいると思いますし、そういうふうに、そういう範囲内で異動することが専門的な職員の人事の中では大切なことではないかというふうに思います」。(17)

また、片桐氏は、専門以外の異動に、研修の独自保障が必要で、職場を経験しながらの勉強ということではないことを次のようにのべる。「全く専門的でない分野に異動させること自身がだめだというふうに思わないので、そういう場合には、研修という名目だとすれば、その研修の内容や範囲や期間だとか、そういうことが明かになっていれば、例えば県なんかですと、本庁だったら出先にやる。出先に行ってやったら戻してやるとか、そういう一定の期間もありますし、大きな組織になればそういう教育局だから教育局の中でもやるというふうに一定のルールづくりみたいなものがあれば、またそれとして認められるのではないか。鶴ヶ島の場合は今回の係争に即して言えばそういうルールみたいのが飛び越えた中で行われたというようなことがあるというふうに思います」。(18)

「職員の中にもいわゆる一般事務員というようなことで当然自治体の中には非常に実務的な仕事を相当な部分をやらなくてはいけない。それはむしろ専門的知識というより例えば税金の書類を内部的に処理するとか、あるいは管理部門、職員の管理をするとか、庁舎の管理をする。そういう管理的な部門ですけれども、そういう一般的な事務職等の場合と先ほど言いました事業部門の中で専門的知識を有することは多少違うかと思えますけれども、専門的な職員についてはむしろ専門性を生かせる中で足りないような一般教養については、むしろ研修等で補ってするのがベターだというふうに思いますし、決してこういう方法がだめ

だというようなことで、私は考えていません。しかし、うちの方の場合は今回の係争なんかでもいろいろなセクションを経験するのが勉強だというふうに当局の人は言っていましたけれども、私はその後の専門性なんかを高める意味での勉強だということについては、私はそういう方法ではなくて、研修みたいな方法の方がベターであろうというふうに思います」。(19)

島田氏や片桐氏の口頭審理の証言からも社会教育主事の人事交流は、絶対的に否定されているのではなく、今回の配転が不当なものであるということを確認しているのである。

社会教育主事の人事交流は、教育公務員としての専門的教育職員の保障がされ、その専門性から地域生活との関係で、例えば、保健衛生、福祉、地域づくりなど社会教育行政以外の学習事業があるが、それらを行政の政策遂行など啓蒙的な面ではなく、住民の文化的生活の充実の論理と結びついた学習の発展充実からおこなわれることがしばしばある。

人事交流によって社会教育のサービス活動が低下するものでないことはいうまでもない。そのことは、人事交流の計画的な社会教育主事の人材の補充が同時に保障されることであり、本件の配転問題のように、大量の社会教育主事の町長部局の異動と社会教育主事の専門性の能力の継承展開の論理の否定の異動では、現実の公民館活動の継承活動と住民の学習問題の積み上げに大きな支障をきたすことになる。

ところで、社会教育主事としての専門的教育職員の発令を受けたものについての人事交流は、教育公務員としての責任の特殊性による専門性と町長部局の一般行政職での職務の効率からの専門性からの関係を整理していかなばならない。また、積極的に同じ地方自治体の職員として合意を得られていくことも必要である。

社会教育主事のエデュケーション公務員の特殊性を職員間での合意をも重要な実践的課題になる。このうえでも社会教育主事の位置づけを専門性一般論ではなく、その職場の具体的状況と教育公務員としての責任の特殊性からの問題設定が求められる。そして、もっとも本質的なことは、地方自治体の職員

としての住民にたいする仕事の役割である。地方公務員の第30条にもちいられているように全体の奉仕者としての公共の利益のため、全力をあげて職務専念をしなければならないということからである。

地方自治の本旨にもとづき民主的行政理念は、社会教育行政も当然必要であり、住民との関係でみずから実際生活に即した文化的教養を保障していく社会教育主事・公民館主事の専門的労働のかかわりがある。専門職制度として地域的に合意されていく過程で大切なのは、条例制定過程の住民の理解である。この意味では、鶴ヶ島の社会教育職員の条例も未整備であり、社会教育主事の専門性の労働条件・人事交流の件も具体的に条例化・規則化していく課題は残されている。

ま と め

貝塚市での社会教育関連部局での専門職制度による関連職員の連携・総合化、社会教育計画などの実践的必要から専門職による主事会も実践的には難産であった。社会教育の専門性に対して職員間で必ずしも十分な合意形成がなかった。しかし、実際的な仕事のなかで、その専門職の意識も深まっていくのだが、専門職制度確立を住民に理解してもらうための条例制度は、現在でもっていないし、教育委員会の内規として処理している段階である。

鶴ヶ島では、町長、教育委員会による社会教育主事の不当配転問題が起き、教育公務員としての専門職の位置が行政当局者に理解がないところにおきた係争である。教育公務員特別例法等法的には、社会教育主事は専門的教育職員として規定されているが、実際の社会教育主事が必置となった市町村では、教育公務員としての制度的保障が極めて不十分なのが実態である。

公民館に社会教育主事が配属された鶴ヶ島は、社会教育の実践の人的な条件整備として大いに貢献したことであるが、しかし、教育公務員としての専門職的位置づけは、町政の全体の体制として不十分なものであり、町長が変わったことより、大量に公民館に配属された社会教育主事が配転さ

れるという係争事件がおきたのである。

貝塚市の社会教育職員の専門制度についても、鶴ヶ島市の社会教育主事の不当配転問題でも実際生活に即した住民の教養・文化を身につけていく学習権の保障ということを煮つめることが必要であり、自治体職員の業務効率の行政職員論に専門職がなってはならないことはいままでもない。

職階制の計画、給与、勤務時間その他勤務の基本基準は、条例で決めるという条例主義が原則になっていることは、地方自治体職員の労働が基本的に住民の公共の福祉からなっていることからである。そして、議会制民主主義による住民参加と職員労働の住民の公開性からである。常に社会教育職員の専門性の問題は、住民の実際生活に即する文化的教養の学習権保障ということから考えていかねばならないことである。

そして、学習の主体は住民であり、住民の自主的な参加による学習の実践が基本である。社会教育主事が専門的な教育職員として法的に認められていることは、「社会教育を行う者に専門的な助言と指導をあたえる」ことであり、命令及び監督はしてはならないという学校教育とは異なる学習者の自主性・主体性を特別に求めている。これは、社会教育の対象が保護（権利主体者として未熟）を必要としない青年・成人を対象とする仕事であるからである。

ところで、社会教育主事の位置づけについて、社会教育研究者のなかで教育行政職員という考え方がある。小川利夫氏は、派遣会社教育主事の問題点を考慮しながら施設職員と教育委員会は相対的に独自性をもつものであると次のようにのべる。

「施設と教育委員会及び一般行政当局とは、相互に相対的な独自性をもつべきである。これをいま政教分離の原則とよぶならば、社教職員の専門職化問題にとって今日とくに重要なのは、その原則の思想的確立であり、その具体化にあるといっ
てよい。より具体的にいえば、このことは施設職員とりわけその施設学習文化要因と市町村教育員
会事務局としての社会教育主事、さらに県教育
委事務局としての社会教育主事との関連におい
て、今日とくに重視される必要があると思われ

る。いまや図式的に言えば、そのさい、市町村自治体の施設学習文化活動要因の拡充と充実を第一義的に重視するか、それとも社会教育審議会のいうように県教委の任命による派遣社教主事の方式を重視するかは、今日における社教職員専門化問題の最大の争点である」。

「今日なお依然として公民館主事と社会教育主事とは未分化のまま兼務されているが、それは公民館主事が社会教育主事を兼ねるといえば正の方向においてではなく、むしろ、社会教育主事が公民館その他の施設職員をも兼務するという負の方向において拡大再生産されているとみられる。しかも、問題はそれのみにとどまらないであろう。すでに別の機会に指摘したように、そこでは社会教育審議会の答申が当面する社会教育行政の第一の重点的施策としているいわゆる派遣社会教育主事方式の具体化が改めて注目される必要がある」。(20)

小川利夫氏は、教育行政職員としての社会教育主事と教育機関としての公民館主事とのどちらを重視するか大きな争点になっているとして、行政と教育の分離の原則から社会教育活動としての専門職の施設職員を重視する立場をとっている。

藤田秀雄氏は、社会教育職員研究の創刊号（1994年4月）の論文で戦後社会教育主事制度をとりあつかっている。社会教育主事が教育委員会におかれるようになったから行政職員であるとする見解が社会教育学会にかつてあった。社会教育主事は、行政職員ではないことを論証する。その根拠を社会教育法の成立時の行政の趣旨説明を検討する。そこでは、上司の命をうけるのではなく、自発的に職務を行う専門的教育職員と位置づいているとする。この結果、社会教育主事は教育委員会職員であるが、行政職員でないことを指摘する。

「社会教育主事は教育委員会法施行令第15条にあった「上司の命を受け」を除き、専門的職員として、自発的職務を行うようにするのである。・・・社会教育主事は教育委員会職員であるが、行政職員ではないのである。また、この専門性を高めるため、研修・研究の機会が十分に認められるべきものとして、法改正後、社会教育主事

制度が再出発したのである。(なお、指導主事の場合は、「上司の命を受け」があるが、社会教育主事は指導主事以上に、法律上、専門性が確保されているといえよう)。(21)

公民館主事に社会教育職員の専門性を強く求める小川利夫氏と社会教育主事は行政職員ではなく、専門的教育職員であると主張する藤田秀雄氏とは社会教育主事教育専門職の力点のおきどころが異なる。法的・制度的に社会教育の専門職性を問題にしていくと同時に、実践的には、社会教育職員の不当配転問題の検討をも含めて、具体的に各市町村での社会教育主事や公民館主事の制度的状況と仕事の実態から、その専門性の確立の分析が求められている。

奥田泰弘氏は、社会教育職員論の課題として、「社会教育職員論はこれまでかなり数多く論じられてきたけれども、それはあるべき論であることが多く、現実の社会教育職員の労働条件や労働環境を直視しながら、そのあり方を論ずることがあまり行われてこなかったということを示している」。(22)

奥田泰弘氏社会教育職員論の検討について、現実の労働条件や労働環境との関係で専門職制度の確立の展望を明かにしていく方法論の問題提起は賛成である。とくに、実践的に社会教育職員の専門職制度を確実にしていく場合、社会教育主事教育公務特例法の専門的教育職員の制度的活用を公民館主事のところでまでも位置づけて、それぞれの市町村地域での可能性を展望していくための具体的分析が必要である。この意味で公民館主事を「社会教育主事の有資格者」で別枠の採用・昇任を条例・規則により定めている市町村の分析は重要であるが、本稿はその分析に入っていない。

注

- (1) 貝塚市社会教育主事会「計画づくりが学びの場－大阪貝塚市における生涯学習計画づくり－」月刊社会教育誌1992年8月、30頁
- (2) 前掲誌、30頁－31頁
- (3) 松岡伸也「生涯学習計画づくり・その可能性を求めて－住民との共同作業を求めて－」

- 月刊社会教育誌、1991年12月号、62頁－63頁
- (4) 前掲誌「計画づくりが学びの場」32頁－33頁
- (5) 前掲誌「生涯学習づくり・その可能性をもとめて」61頁
- (6) 鶴ヶ島市職員組合・鶴ヶ島の社会教育と不当配転をみんなで守る会「つるがしま公民館職員不当配転のたたかい報告集」6頁－7頁
- (7) 前掲報告書、249頁
- (8) 前掲報告書、430－436頁参照
- (9) 前掲報告書、16頁
- (10) 前掲報告書、18－21頁参照
- (11) 前掲報告書、25頁－32頁
- (12) 前掲報告書、77頁
- (13) 前掲報告書、89頁－92頁
- (14) 前掲報告書、250頁－253頁
- (15) 前掲報告書、256頁
- (16) 前掲報告書、316頁
- (17) 前掲報告書、315頁
- (18) 前掲報告書、315頁
- (19) 前掲報告書、316頁
- (20) 小川利夫「社会教育職員の「専門職化」問題－その視点と課題－」小林文人編「社会教育職員論」日本の社会教育18集東洋館出版、34頁、42頁
- (21) 藤田秀雄「戦後社会教育主事制度」全国社会教育職員養成研究連絡協議会「社会教育職員研究」創刊号、4頁－5頁
- (22) 奥田泰弘「社会教育職員の労働条件と専門制度確立の展望」月刊社会教育誌1991年5月号、23頁